

豊中市社会福祉協議会

権利擁護・後見サポートセンターニュース

〒561-0881 豊中市中桜塚 2-29-31 地域共生センター東館 2 階

電話：06-6841-9382 FAX：06-6841-2388

後見サポートセンターをご活用ください

当センターは、豊中市成年後見制度利用促進計画（裏面参照）に基づき、成年後見制度を必要とする方が安心して制度利用できるよう地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの核となる『中核機関』として豊中市より委託を受けています。

成年後見制度の利用を必要とする人やその家族だけでなく、支援者や関係機関からの相談もお受けしており、内容に応じて、センター職員による対応のみならず弁護士や司法書士などの専門職の方々と連携・協力の上、ご対応させていただきます。

人生の最後まで自分らしく、安心して生きていくために財産や生活を守る成年後見制度。皆さまの関心も高く、相談件数は年々増加傾向にあり、最近では将来の備えとして『任意後見制度』や、『遺言・死後事務委任契約』といった相談も増えています。

今年度も引き続き、豊中市民の皆さまや関係機関の方々へセンターの周知をしていくとともに、研修や講座の実施により成年後見制度の普及啓発も行ってまいりますので、お気軽にご活用ください。

成年後見制度利用に関する相談【電話・来所・訪問(要相談)】

- ・成年後見制度について知りたい。
- ・成年後見制度を利用したい。
- ・金銭管理が不安な利用者がいるので一緒に話を聞いてほしい。
- ・後見人とうまくコミュニケーションをとれていないので間に入ってほしい。

（支援チームの形成）

『令和5年度 相談実績』

- 専門職（福祉・医療・介護専門職）のための弁護士による権利擁護相談 13 件
- 市民（親族後見人・成年後見制度を利用検討している方）のための弁護士相談 5 件
- センター職員による成年後見制度に関する相談 341 件

※支援者や地域の方に向けた出張講座も承ります。お気軽にご相談ください。

財産保全・金銭管理サービスの実施

- ・日常生活自立支援事業（財産保全・管理サービス事業）の利用相談

『令和5年度 利用実績』

- 契約締結件数 30 件（令和4年度：24 件）
- 契約終了件数 39 件（令和4年度：37 件）
- 年度末利用者数 162 名【認知症等 71 名 知的障害等 21 名 精神障害等 70 名】
（令和4年度末利用者数171 名【認知症等 82 名 知的障害等 15 名 精神障害等 74 名】）

当センターのポスターが出来ました！



豊中市民の皆さまへ幅広く当センターの周知を図るため、昨年度から普及啓発ポスターの作成を行ってまいりました。この度、完成いたしましたのでご紹介させていただきます。

今後、市役所庁内や金融機関などに掲示していただく予定です。つきましてはポスター掲示にご協力いただける関係機関を募集しておりますのでご協力可能な法人・事業所などございましたら、当センターへご連絡ください。また、センターパンフレットもございますので併せてご活用ください。



豊中市社会福祉協議会
権利擁護・後見サポートセンター

～成年後見制度についてぜひご相談ください～

権利擁護・後見サポートセンターは、豊中市の委託を受け中核機関として成年後見制度の利用を促進する活動をしています。

- ・成年後見制度についての説明
- ・成年後見制度利用の相談・サポート
- ・市民後見人の養成・後見人の支援
- ・成年後見制度の普及・啓発

(市民公開講座や専門職による相談会の実施)
※弁護士・司法書士など

成年後見制度とは…
認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、自分自身で財産管理や契約などの法律行為が難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる成年後見人（保佐人・補助人）を選任し、本人を保護・支援する制度です。

相談は無料で承ります

—お問合せ—
〒561-0881
豊中市中樞2-29-31 地域共生センター東館2階
TEL: 06-6841-9382

豊中市成年後見制度利用促進計画が策定されました



豊中市では、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とした『第5期地域福祉計画』が策定されています。その中で、誰もが尊厳のある本人らしい生活を維持し、地域社会への参加を図るため、判断能力が十分でない人の財産と権利を守り本人らしい生活の実現を支援する成年後見制度の利用促進と権利擁護を目的に、『豊中市成年後見制度利用促進計画』が策定されています。当計画では5つの基本方針を掲げており、当センターも計画の実現に向け大きな役割を担っています。

基本方針（詳細は豊中市HPでご確認頂けます）

1. 地域連携ネットワークの機能強化
2. 市長申立ての実施と円滑な実施体制の整備
3. 日常生活自立支援事業の効率的な実施体制の確立
4. 制度の担い手の確保及び育成・支援
5. 成年後見制度の利用促進

ご活用ください！ 『専門職のための権利擁護相談窓口』

当センターは、一般市民向けの弁護士相談窓口とは異なり、相談業務をおこなう関係機関や関係者向けの弁護士相談窓口を開設しています。日頃業務でご担当されている方で、『債務請求（消費者金融・携帯料金等）』『親族間トラブル（金銭搾取・相続問題等）』『死後の不安（遺言・遺産相続等）』『成年後見制度の利用検討』などでお困りの方がいらっしゃいましたら、ぜひご相談ください。

実施日：毎月第3金曜日

【令和6年「6/21・7/19・8/16・9/20・10/18・11/15・12/20」 令和7年「1/17・2/21・3/21」】

時 間：午後1時 ～ 午後3時（相談時間1コマ 40分程度） ※要予約 ☎06-6841-9382

費 用：無 料

場 所：豊中市立地域共生センター東館2階相談室